

消防予第 1 号
平成元年 1 月 10 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

共同住宅等において使用する住戸用自動火災報知設備の戸外表示器の自主管理
について(通知)

共同住宅等に係る消防用設備等の設置については、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和 61 年 12 月 5 日付け消防予第 170 号。以下「170 号通知」という。)、 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和 50 年 5 月 1 日付け消防予第 49 号。)等により運用を願っているところである。

今般、新たにインターホン工業会に戸外表示器自主管理審査会が設置され、共同住宅等において使用する住戸用自動火災報知設備の戸外表示器について、170 号通知別添第 3、1、(6)③、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について」(昭和 62 年 7 月 1 日付け消防予第 109 号)別添記 3(6)及び別添 1 の戸外表示器試験基準に基づく試験を自主的に行い、これに合格したものについては、その旨の表示(SD(Security doorphone)マーク、別添 2 参照)をすることとしている。

従つて、SD マークの付されている戸外表示器については、170 号通知等に基づく基準に適合しているものとして取り扱つて差し支えないものであること。

また、戸外表示器自主管理審査会において確認を受けた戸外表示器に係る製造者名、型式等及び当該戸外表示器を接続することのできる P 型 3 級、GP 型 3 級等の受信機の一覧表等については、(財)日本消防設備安全センターの「フェスク」に掲載する予定である。

なお、SD マークの付されている戸外表示器が市場に供給されるまでには、多少の期日を要するので念のため申し添える。

おつて、貴管下市町村にもこの旨示達され、その運用に遺憾のないよう御指導願いたい。

別添 1

戸外表示器試験基準

第 1 趣旨

この基準は、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和 61 年 12 月 5 日付け消防予第 170 号)及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について」(昭和 62 年 7 月 1 日付け消防予第 109 号)に規定されている住戸用自動火災報知設備の戸外表示器であつて、受信機より電力

の供給を受けて作動し、かつドアホン子機をかねたものの構造及び機能の基準を定める。

第2 一般構造

戸外表示器の構造は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 不燃性又は難燃性を有する外殻で覆われていること。
- (2) 外殻に使用される金属は、耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施したものであること。
- (3) 壁などに確実に固定ができ、かつ容易に交換できる構造であること。
- (4) 通常の使用状態において、水滴が浸入しにくい構造であること。
- (5) 定格電圧は、60 ボルト以下であること。
ただし、その他の装置(附属装置)にあつては、この限りでない。
- (6) 60 ボルトを超える充電部を有する場合は、次の事項を満足すること。
 - ア 充電部に人が容易に触れない構造であること。
 - イ 充電部と接地する恐れのある非充電部間の絶縁抵抗は、5 メグオーム以上であること。
 - ウ 充電部と非充電部間の絶縁耐力は、充電電圧が 60 ボルトを超え 150 ボルト以下のものにあつては 1000 ボルト、150 ボルトを超えるものにあつては充電電圧に 2 を乗じて得た値に 1000 ボルトを加えた値の電圧が 1 分間加わったときに、十分なものであること。

第3 機能及び性能

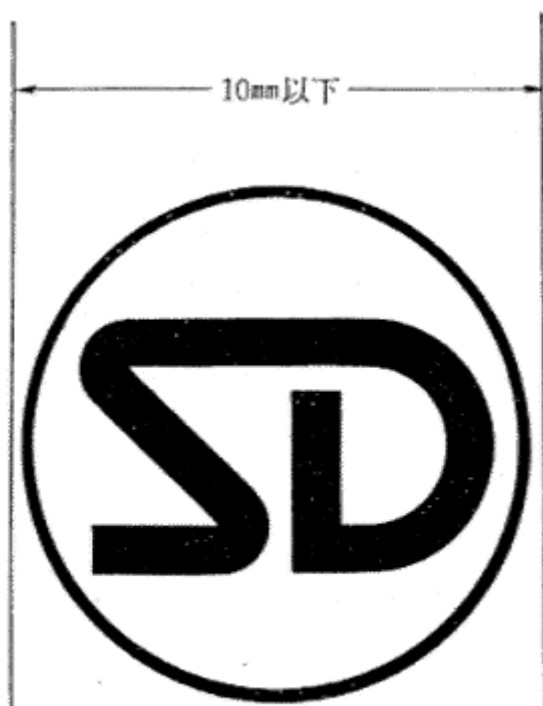
戸外表示器の機能及び性能は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 音響発生部は、受信機から信号を受信したときに遅滞なく作動すること。
- (2) 音響発生部の音圧は、前方 1 メートル離れた位置で 70dB 以上であること。
- (3) 作動表示灯は、受信機から信号を受信したときに遅滞なく作動すること。
- (4) 作動表示灯は、その動作状態において信号を受信した旨を容易に確認できること。
- (5) 受信機の通電状態を表示する表示灯を有するものにあつては、通電状態にあることが容易に確認できるものであること。
- (6) 火災動作試験装置を有するものにあつては、容易に触れられない等いたずら防止の処置をすること。
- (7) 附属装置を有するものにあつては、戸外表示器の機能に有害な影響を与えないこと。
- (8) 戸外表示器は、 -10°C ~ 50°C の温度変化で使用上の支障となる障害を発生しないこと。
- (9) 戸外表示器は、温度 40°C 湿度 85%の状態において使用上の支障となる障害を発生しないこと。

第4 表示事項

戸外表示器には、次の事項を表示すること。

- (1) 型名
- (2) 製造者名
- (3) 製造番号
- (4) 製造年月



地色は金色、文字は黒色とする。